

令和6年度横浜市保育所等における業務効率化推進事業助成 手続きの流れ

【各種書類の提出先・問い合わせ先】
 こども青少年局保育・教育運営課 保育所等業務効率化推進事業担当
 mail: kd-gyomukourituka@city.yokohama.jp
 ※メールでお問い合わせの際は、メールの件名を「業務効率化推進事業助成について」にしてください。
 電話: 045-671-3564

時期(予定)	施設・事業所	横浜市
7/31まで	① 事業実施計画書の作成・提出 【提出書類】電子申請にて提出してください。 (URL) https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/dbf4e3ed-f026-45b2-9e5c-87ff5cc82e34/start ・入力シート ・事業の導入に必要な保育業務支援システム若しくは多言語翻訳機の見積書及び内訳明細書 ・機能等を詳細に確認できる資料(仕様書やカタログ等) ・端末の購入やインターネット環境の整備等に係る見積書及び内訳明細書 ※電子申請を利用できない場合はメールで提出してください	② 事業実施計画の受理・承認・通知 ※必要に応じて、計画内容について個別に電話等でヒアリングします。
9月中	③ 事業実施計画承認通知書の受理 承認された計画を変更する場合は、実施計画変更承認申請書(第3号様式)の提出が必要になります。 ④ 発注及び導入・設置 代金の支払い ☆補助対象要件として、令和6年11月30日までに導入を完了し、かつ支払いを完了する必要があります☆	
事業完了後～11月末まで	⑤ 助成金交付申請書兼実績報告書の作成・提出 事業完了後、下記を作成の上、提出してください。 【提出書類】電子申請にて提出してください。 <input type="checkbox"/> 入力シート ※事業毎にご提出ください。 <input type="checkbox"/> 領収書等の写し ※原本を提出頂いた場合、返却できません。 <input type="checkbox"/> 仕様等が確認できる資料 <input type="checkbox"/> 納品書 (1件100万円以上の支出となる場合) ※1 <input type="checkbox"/> 入札の結果がわかる書類又は見積書の写し <input type="checkbox"/> 市内事業者であることを証する書類又はその写し(登記事項証明書等) または <input type="checkbox"/> 理由書(第6号様式)	⑥ 助成金申請の受理 助成決定・通知
令和7年1月頃	⑦ 助成決定通知書の受理 ⑧ 請求書の作成・提出 <input type="checkbox"/> 助成金請求書(第8号様式)(郵送またはメール) ※押印を省略する場合はメールにて提出可(PDF)	請求書の受理・助成金の支払
令和7年3月末頃	⑩ 助成金の入金	
令和7年4月以降	⑪ 消費税に係る仕入税額控除報告書の提出※2 <input type="checkbox"/> 消費税に係る仕入税額控除報告書(第9号様式)	

※1 1件100万円以上の支出となる案件について
 「横浜市補助金等の交付に関する規則」第24条により、1件(1契約)あたりの支払金額が100万円以上と見込まれる場合には、市内事業者による「入札」または「2者以上の見積書の徴収」が必要です。(実績報告時に見積書を添付していただきます。)ただし、市内に受注者がいない等、合理的な理由がある場合には、1者の見積徴収でかまいませんが、理由書を作成していただく必要があります。

※2 ⑪「消費税に係る仕入税額控除報告書」の詳細についてはこちらをご確認ください。
 トップページ>市の情報・計画>横浜市について>市の組織>こども青少年局の紹介>その他>総務課>
 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額について
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/somuka/20170531174338.html>